

県南広域振興局長告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月4日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700096	いわい東農業協同組合	J Aいわい東訪問介護センター	一関市千厩町千厩字境田153番地12	平成26年2月28日
0370900169	岩手南農業協同組合	J Aいわて南介護福祉センター	一関市中央町二丁目1番20号	〃

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901043	いわい東農業協同組合	J Aいわい東デイサービスセンター	一関市千厩町千厩字境田153番地12	平成26年2月28日